

## 令和5年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議

日時:令和6年1月30日(火)午後2時～

場所:豊田市福祉センター2階 介護予防室

### 議事次第

#### 1 開会・福祉部長 挨拶

#### 2 委員・オブザーバー紹介

席次表参照

#### 3 令和5年度の協議会の進め方について

本資料(P.3)

#### 4 議事

##### (1)計画の令和5年度取組実績見込み(とよた市民後見人育成等)について(報告)

本資料(P.4-24)、別添資料1

##### (2)令和6年度豊田市成年後見支援センター事業計画(案)について(協議)

本資料(P.25-26)、別添資料2

##### (3)次期計画の策定方針(案)について(報告)

本資料(P.27-29)

#### <配布資料>

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 本資料 第3回会議本資料
- ④ 別添資料 1 令和6年度とよた市民後見人養成講座カリキュラム(案)
- ⑤ 別添資料 2 令和6年度豊田市成年後見支援センター事業計画(案)
- ⑥ 意見書 ※委員のみ



令和5年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会  
第3回会議・本資料

令和6年1月30日(火)  
豊田市 福祉部 福祉総合相談課  
豊田市成年後見支援センター



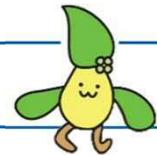
みんなありがとう  
第5回地域共生社会推進  
全国サミット inとよた  
(2023.10.12~13)

- |   |                                  |    |                   |
|---|----------------------------------|----|-------------------|
| 1 | 令和5年度の協議会の進め方について                |    | P. 3              |
| 2 | 計画の令和5年度取組実績見込み(とよた市民後見人育成等)について | …… | P. 4~24<br>別添資料1  |
| 3 | 令和6年度豊田市成年後見支援センター事業計画(案)について    | …… | P. 25~26<br>別添資料2 |
| 4 | 次期計画の策定方針(案)について                 | …… | P. 27~29          |

第1回  
(8/2)

- 計画の取組実績について
- 新たな法人後見の担い手確保について
- 豊田市地域生活意思決定支援事業の進捗状況について

10/12-13 地域共生社会推進全国サミット in とよた



第2回  
(11/28)

- 計画の進捗状況について
- 身寄りのない市民への支援のあり方検討の進捗状況について
- 暮らし応援資金の充実に向けた検討について

第3回  
(1/30)

- 計画の令和5年度取組実績見込み(とよた市民後見人育成等)について
- 令和6年度豊田市成年後見支援センター事業計画(案)について
- 次期計画の策定方針(案)について

# 計画の令和5年度取組実績見込み(とよた市民後見人育成等)について

- 令和4年度に行った計画の中間見直しによって、6つの重点取組と1つの懸案事項に整理した。
- 重点取組については、取組の達成に向けて、年度毎に取組指標を設定している。

重点取組	令和5年度の取組指標
① とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ とよた市民後見人養成講座の開催</li> <li>・ 暮らし応援資金の活用策の充実、啓発策の検討</li> </ul>
② 身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊田市地域生活意思決定支援事業の実践</li> <li>・ 身寄りのない方への支援のあり方検討部会等を通じた支援の検討</li> </ul>
③ 市民・多職種と連携した意思決定支援の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種ガイドライン等に沿った研修等の実施</li> <li>・ 豊田市地域生活意思決定支援事業の実践(再掲)</li> </ul>
④ 消費生活センターとの連携策の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題整理</li> </ul>
⑤ 送付先変更に係る手続き事務のスマート化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全庁的な手続き対応のあり方の中での検討・実施</li> </ul>
⑥ 高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題整理</li> </ul>

**懸案事項**

- 新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討

- 基礎講座を修了した29名のうち、実務講座に進んだ24名全員が全課程を修了。
- 修了生のうち、とよた市民後見人バンクの登録を希望する20名に対し、バンク登録面接を実施予定。面接では、市民後見人として活動する上での心構えや意欲を聞き取り、バンク登録の適性について確認を行う。
- なお、今回面接を希望しなかった修了生については、来年度あらためて意向を確認する予定。

### とよた市民後見人養成講座修了式

- 日程 令和5年12月23日(土) 午後4時から(実務講座6日目終了後)
- 修了者 24名
- 内容 社協会長より、修了者に修了証書を授与



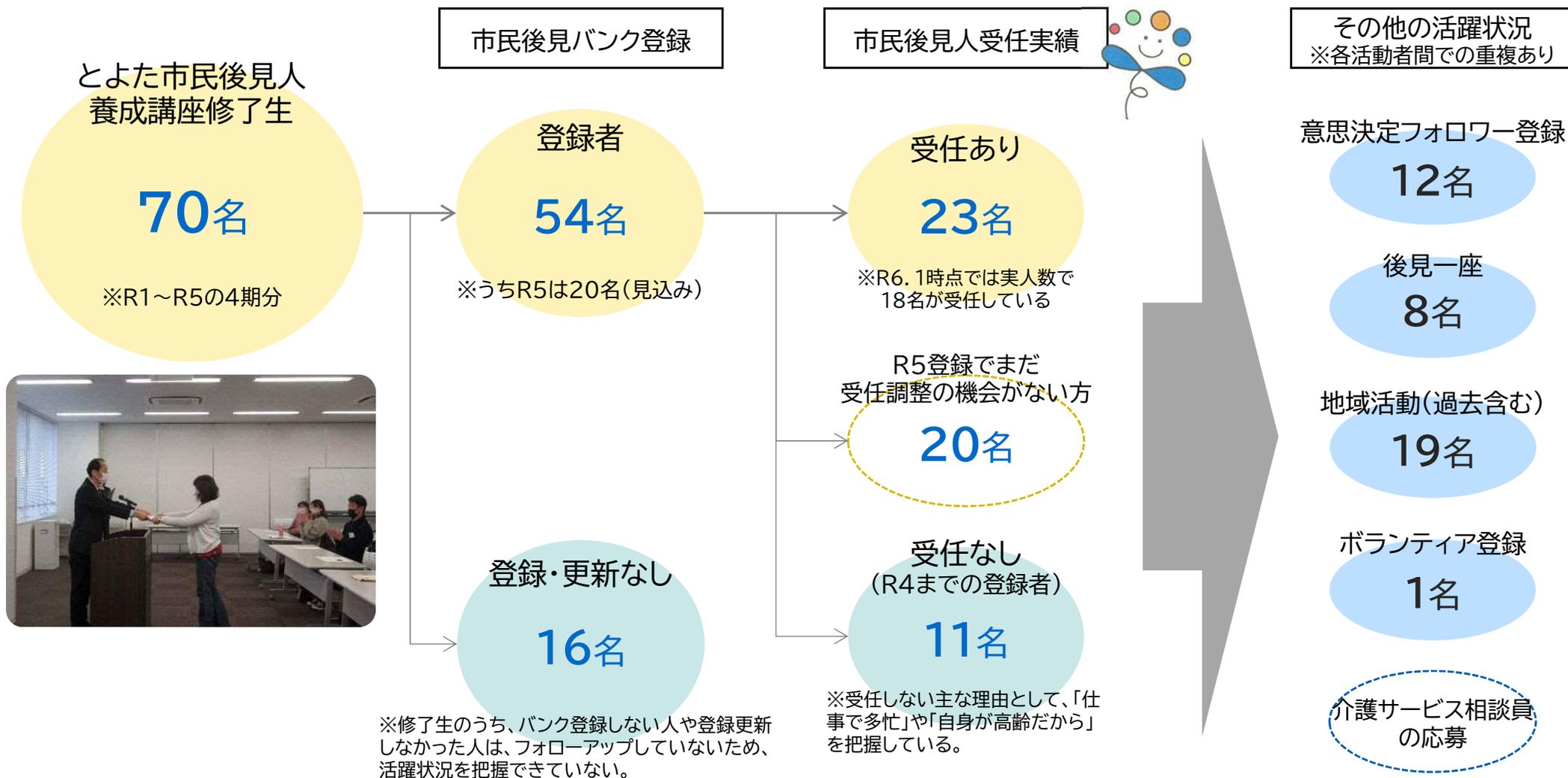
### とよた市民後見人バンク登録面接

- 日程 令和6年2月3日(土) 午前9時から午後2時頃まで(各人15分程度)
- 対象者 20名(養成講座修了者のうちバンク登録の希望があった者)
- 面接官 法福連携推進協議会・市民後見人育成部会員  
(弁護士2名、司法書士2名、社会福祉士2名)
- 内容 面接官2名、センター職員1名⇔バンク登録希望者1名で面接し、市民後見人として活動する熱意や意欲、市民後見人としての自覚・公平性、対人支援で心掛けていること等を聞き取り、バンク登録の適性について確認を行う。



# 【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について (市民後見人養成講座修了生の活躍状況)

- とよた市民後見人養成講座修了生70名のうち、54名がバンク登録し、市民後見人の受任は延べ23名となった（R5年度末見込）。
- 54名のバンク登録者に対しては、市民後見人の受任に関わらず、意思決定フォロワーや後見一座(後見の啓発を行う市民の任意組織)といった違う形での権利擁護支援活動、地域活動やボランティア登録など、様々な場で活躍できるように支援している。
- また、令和5年度には、修了生から介護サービス相談員に応募があるなど、豊田市においては、権利擁護支援や意思決定支援の視点を養った市民の活躍に関する裾野が広がっていると考えている。



# 【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について (令和6年度事前説明会の開催案)

- 豊田市において、権利擁護支援や意思決定支援の視点を養った市民の裾野が広がっている状況をさらに推進することは、地域共生社会の実現につながる。
- このことから、令和6年度では、市民後見人の担い手養成のための事前説明だけでなく、広く市民に権利擁護の啓発を図ることも目的として明確にし、「権利擁護推進市民向けシンポジウム・とよた市民後見人養成講座事前説明会」として開催する。

## ○ 令和5年度 事前説明会 兼 とよた市民のための学ば会

日時	テーマ	講師	参加実績 (人)
6月17日 (土) 午後2時～午後4時10分	在宅医療と 意思決定支援	豊田加茂医師会 理事 柴原弘明氏	77
6月24日 (土) 午後2時～午後4時10分	地域における 権利擁護支援活動	同志社大学 教授 永田祐氏	79



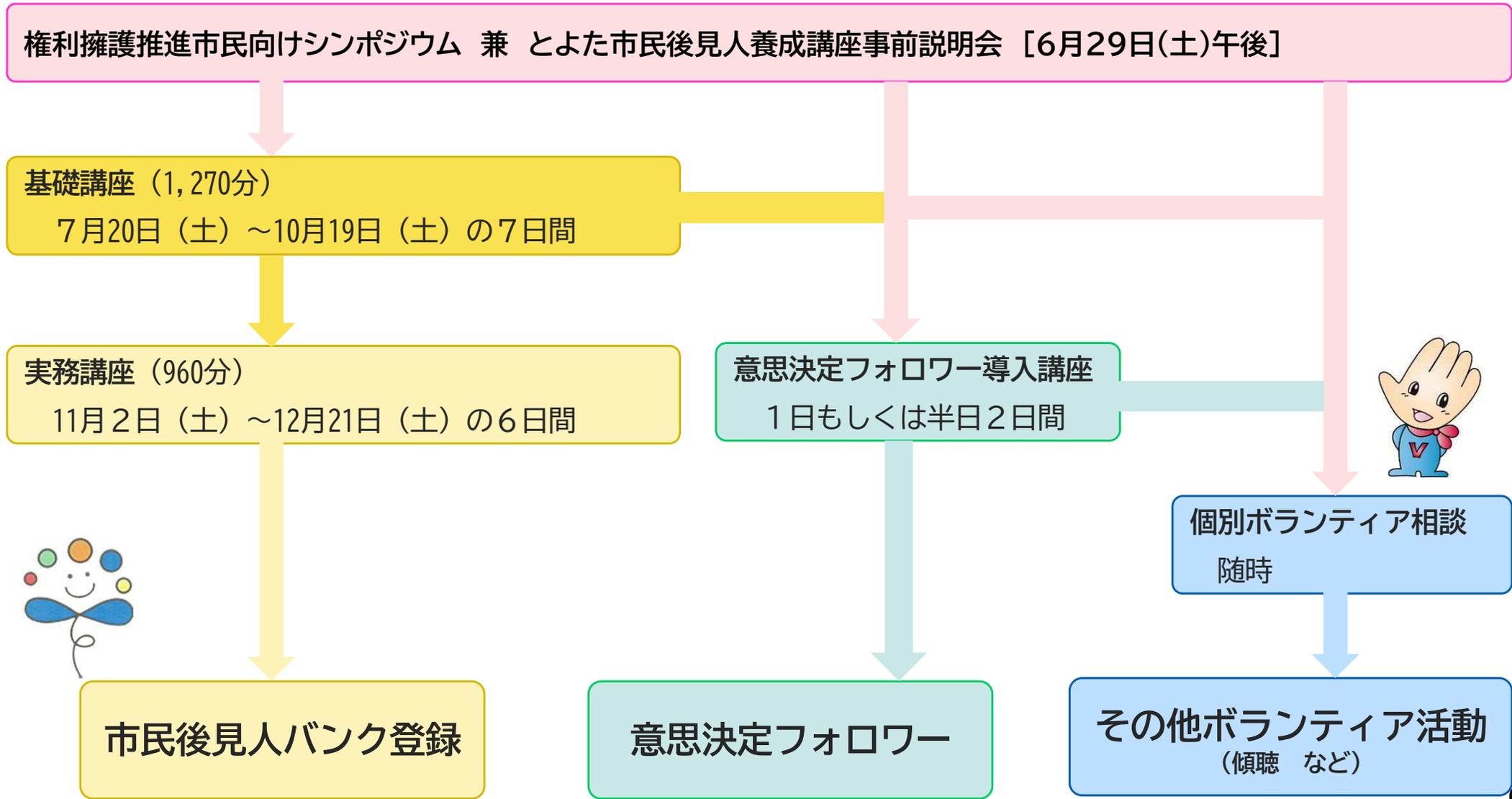
## ○ 令和6年度 権利擁護推進市民向けシンポジウム 兼 とよた市民後見人養成講座事前説明会(案)

日時	テーマ	講師
6月29日 (土) 午後1時30分～ 午後4時30分	(仮) 医師、弁護士、大学教授に聞く！ 意思決定支援及び成年後見の必要性と 実際の活動 ～地域共生社会の実現を目指して～	<b>シンポジスト</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊田加茂医師会 会長 加藤 真二氏</li> <li>・ 日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 事務局長 福島 健太氏</li> <li>・ とよた市民後見人/意思決定フォロワー 鳥巢 美恵子氏 倉田 真澄氏</li> </ul> <b>コーディネーター</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同志社大学 教授 永田 祐氏</li> </ul>

※チラシは「シンポジウム兼事前説明会」用と、「市民後見人養成講座」用の2部を作成し、展開。  
令和5年度に引き続き、広報とよたやSNS、ホームニュース掲載を実施。  
加えて、新たに新聞折り込みも実施。

○ 令和4年度に養成講座の内容等を見直し、令和5年度に実施。令和5～7年度の3年間は同じ内容で実施する。

○ 令和6年度シンポジウム 兼 事前説明会後における市民の活躍のフロー



- 「身寄りを頼ることができない方に対する支援のレシピ集<救急搬送編>」の成果物については、支援者のみならず市民も内容を確認することができるよう、また情報更新時の差し替えが容易なように、データ媒体を市ホームページに掲載する形にした。
- 併せて、部会員等に対して「レシピ集<救急搬送編>」の完成を案内し、各団体のホームページ等にもリンクを掲載してもらうなど関係者が協力して周知を進めている。
- 今後は、必要に応じて情報の更新や追加を行うとともに、現在整理を進めている「レシピ集<死後事務編>」の完成を目指す。

### レシピ集の掲載方法

- 豊田市役所ホームページにおいて、活用できる様式と合わせた形でレシピ集データを掲載。
  - レシピ集には、例えば入院セットの事前準備など市民にも関わる内容も載せているため、組織や属性に依らずアクセスしやすい形が望ましいと考えたため。
  - 前回の委員意見を踏まえ、情報の更新や追加が肝要であることから、一度掲示した内容を容易に差し替えることが可能な形が望ましいと考えたため。

### レシピ集の周知方法

#### (多くの方の目に付くようにといった観点)

- 各団体等のホームページにおいて、レシピ集データを掲載したページリンクを貼付。
  - 豊田加茂医師会や豊田市成年後見支援センターといった関係団体等のホームページ
  - 「わたしのノート（地域包括ケア企画課）」及び「救急情報シート（警防救急課）」といった関係課のホームページ

#### (内容を知ってもらうために)

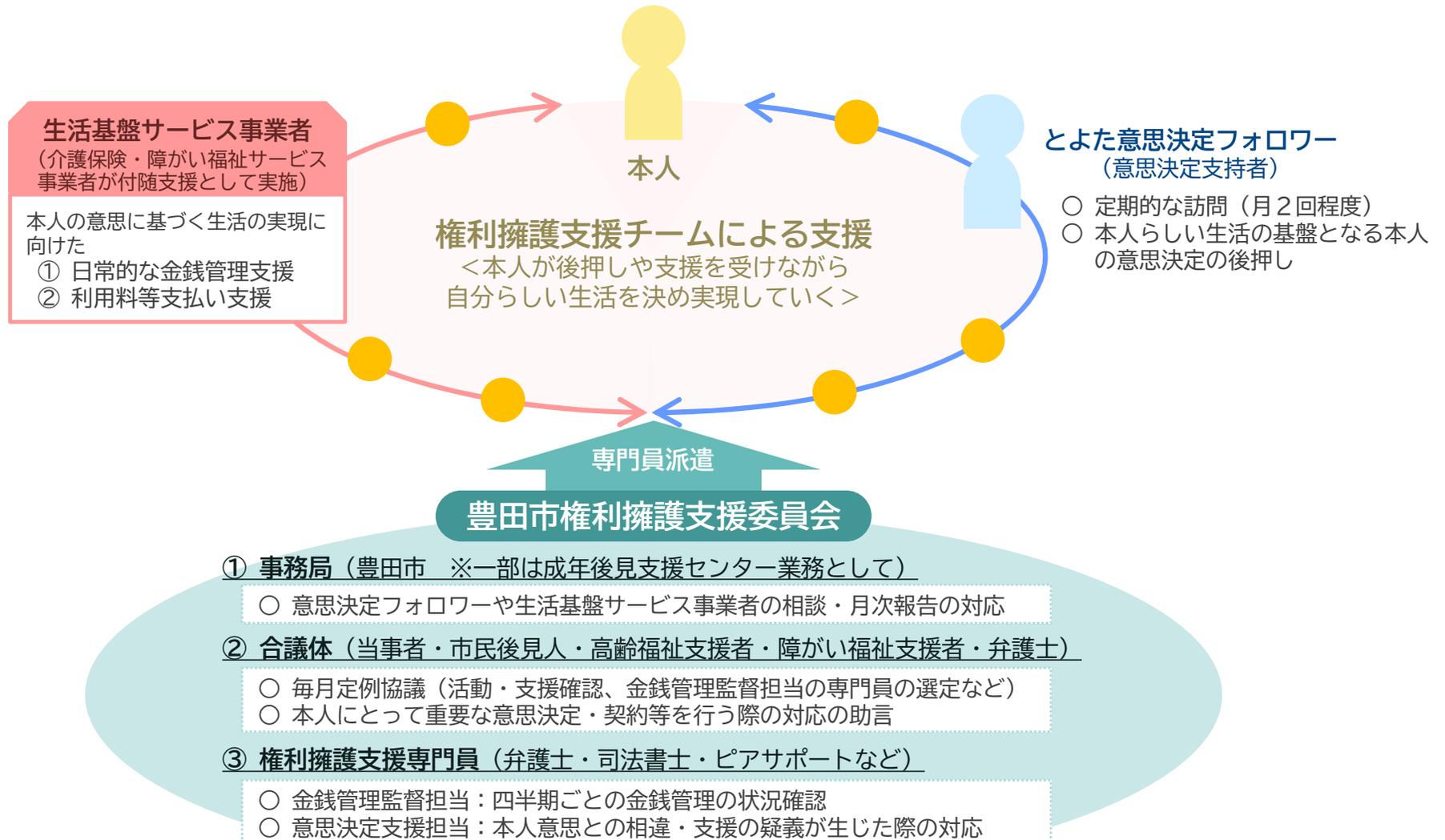
- レシピ集の内容について、各部会員が所属する団体等の中で、各部会員自らが、一定程度の説明が可能となるような補助ツールの作成を事務局にて進める。

### レシピ集の情報更新等

- 情報のメンテナンスが重要であることから、使い勝手に関するアンケートやヒアリング、各団体での評判や追加情報の提供など、柔軟に対応を行う。

# 【重点取組②③】豊田市地域生活意思決定支援事業の実践について (試行的運用スキーム)

- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み(=豊田市地域生活意思決定支援事業)を試行。



豊田市: ①事業の実施(フォロワーの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など)、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

令和4（2022）年度

試行の枠組みづくり

- 意思決定フォロワー、生活基盤サービス事業者、権利擁護支援委員会の役割整理
- 試行要綱、様式等の作成

試行（モデルケース）の開始

- 高齢者＋特別養護老人ホームのモデルケース
- 障がい者＋共同生活援助のモデルケース
- 2件ともフォロワーは市民後見人養成講座修了生

令和5（2023）年度

仕組みの成熟化

- 意思決定フォロワーの育成・活動支援の定例化
- 日常的な金銭管理の範囲及び透明性が確保できる管理の仕方の検討継続
- 利用増にも対応できる事務フローの整理

- 意思決定フォロワーの養成開始（導入編、実践編）。アドボケイト面談の実施。
- モデルケースで管理している金銭の金額・内容の整理。四半期ごとの金銭管理監督と監督様式の見直し検討。
- 年度末までに事務フローの作成。

試行パターンの増加

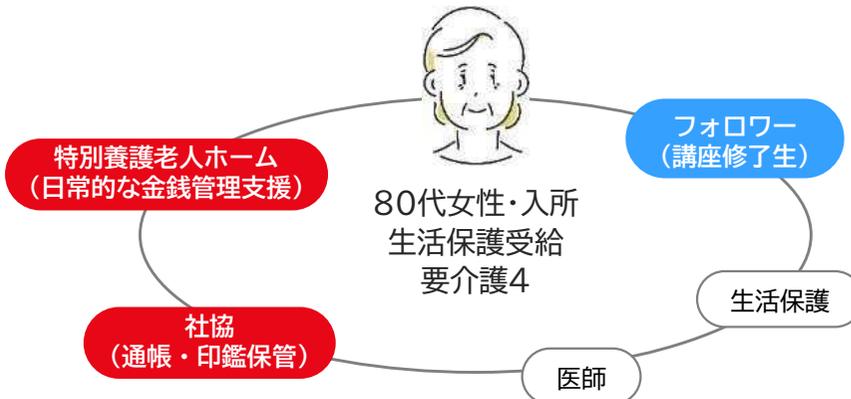
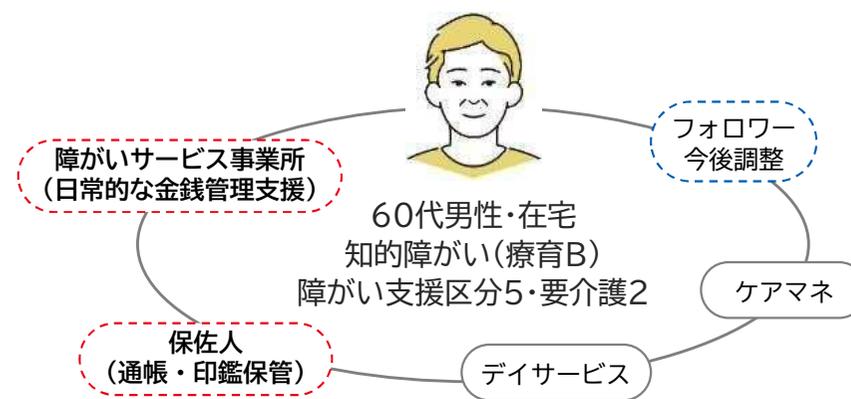
- モデルケースのパターン増を進める。
- これにより、本事業を利用することで、地域生活課題の解決や、生活の質の向上が可能となる対象者像の整理を進める。

- モデルケースの増加とバリエーションの確保（6件＋さらに2件検討中）。
- 年度末までに上記8件の対象者属性の整理。

# ※参考 令和6年1月末時点のモデルケース分類

	生活基盤サービス事業者	年齢	障がい等			居所の状況		環境変化あり	後見制度利用あり
			高齢者	知的障がい	精神障がい	在宅	施設等		
ケース① 【継続】	特別養護老人ホーム	70代	○				○		
ケース② 【継続】	本人が元々利用していたグループホーム	50代		○		○		○ グループホームから一人暮らしへの移行	
ケース③ 【開始】	特別養護老人ホーム	80代	○				○	○ 在宅から施設入所への移行	
ケース④ 【調整中】	生活介護	60代	○	○		○		○ 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行	○ 保佐人
ケース⑤ 【開始】	小規模多機能型居宅介護	70代	○		○	○			○ 後見人
ケース⑥ 【調整中】	グループホーム	30代		○			○		○ 親族後見人

# ※参考 令和6年1月末時点の新規モデルケースの進捗状況

	ケース③：身寄りなし高齢者の入所調整ケース	ケース④：「障がいから介護保険サービス移行問題」への対応+保佐人の役割検討ケース
本人の概要・支援体制	 <p>80代女性・入所生活保護受給要介護4</p> <p>特別養護老人ホーム (日常的な金銭管理支援)</p> <p>社協 (通帳・印鑑保管)</p> <p>医師</p> <p>生活保護</p> <p>フォロワー (講座修了生)</p>	 <p>60代男性・在宅知的障がい(療育B)障がい支援区分5・要介護2</p> <p>障がいサービス事業所 (日常的な金銭管理支援)</p> <p>保佐人 (通帳・印鑑保管)</p> <p>デイサービス</p> <p>ケアマネ</p> <p>フォロワー 今後調整</p>
事業利用までの流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夫との2人暮らしであったが、夫が自宅で急死。本人も弱った状況であったため、ショートステイで安定を図ることに。</li> <li>○ 一時的な心身の状態の低下により、判断能力が不安定であったが、本人と事業者にて、生活保護ケースワーカー及び福祉総合相談課が立ち合い、丁寧な説明を実施したことで本人の理解が得られ、介護保険サービス契約を開始。</li> <li>○ また、課題となる①金銭管理、②通院支援、③死後の対応について、関係者でケース検討。</li> <li>○ 本人が意思決定できるために相談できる相手もいないことと①金銭管理の課題から、本事業の利用調整を行うことに。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 65歳を迎えたため、制度上は原則介護保険サービスに移行していく必要があるが、本人は生活を変えたくないとの希望があり、支給決定所管課と介護保険所管課と事業所とで行った調整がきっかけとなったケース。</li> <li>○ 本人が通っている生活介護事業者は、元々本人の日常的な金銭管理を実施（保佐人が大元を管理）していた。仮に基本的なサービスが介護保険に移行したとしても、本人が慣れている生活介護事業者が生活基盤サービス事業者として、生活全般に必要な金銭管理の支援という形で関わり続けられるため、現在の形から本事業の利用へ移行することを検討中。</li> </ul>
事業利用の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ これまでであれば、単純に高齢者身元保証等サポートを行う団体を利用していたかもしれないが、本人の意思決定を含めて支えられる支援体制に。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 身体的な介護や介助を行う事業は、介護保険制度に移行したとしても、本人が慣れ親しんだ障がい福祉サービス事業所が本人に別の形で関わり続けられる。</li> <li>◎ 法的課題解決のためから成年後見制度（保佐）を利用して、課題解決後の成年後見制度の役割の検証。</li> </ul>
現在の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉協議会で通帳と印鑑を保管し、日常の金銭管理を生活基盤サービス事業者が行うことで利用を開始。</li> <li>○ <u>意思決定フォロワー導入講座修了生とのマッチングが成立したため、1月からフォロワー活動を開始。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保佐人に事業の趣旨・内容を説明。</li> <li>○ <u>現在は、保佐人が契約内容を確認中。</u></li> </ul>

# ※参考 令和6年1月末時点の新規モデルケースの進捗状況

	ケース⑤：本人の希望に基づく生活の充実検討 + 成年後見人の役割検討ケース	ケース⑥：将来身寄りを頼ることができなくなる 「親亡き後」への準備検討ケース
<p>本人の概要・支援体制</p>	<p>70代女性・在宅 統合失調症 要介護3</p> <p>小規模多機能型居宅介護 (日常的な金銭管理支援)</p> <p>後見人 (通帳・印鑑保管)</p> <p>ケアマネ</p> <p>訪問診療</p> <p>フォロワー (講座修了生)</p>	<p>30代男性・グループホーム 知的障がい(療育A) 障がい支援区分6</p> <p>グループホーム (日常的な金銭管理支援)</p> <p>生活介護</p> <p>親</p> <p>相談支援専門員</p> <p>フォロワー 調整中</p>
<p>事業利用までの流れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在は、金銭管理を成年後見人、生活全般の支援を小規模多機能型居宅介護を利用して、在宅で生活している。</li> <li>○ お金の使い道にこだわりがあり、栄養バランスの高い配食サービスや夏季や冬季に冷暖房設備がある施設へのショートステイを勧めるが、「お金がかかるからいらぬ」と言って拒否。</li> <li>○ また、新しいものは受け入れられない性格で、自宅に布団は無く、お気に入りの介護用品以外は使わない。</li> <li>○ 本人が希望する在宅での生活を長く続けるために、意思決定を相談できる相手がないことから、本事業の利用調整を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在は、グループホームに入居し、日中は同社会福祉法人が経営する生活介護を利用して過ごしている。</li> <li>○ ジュースやお菓子を買うためのお小遣いは、社会福祉法人に預けている。</li> <li>○ 一方で、歯ブラシ・歯磨き粉、髭剃り、下着、靴下、洋服などの生活用品は、不足が生じた場合、グループホームから親に連絡が入り、親が購入したりして届けている。</li> <li>○ 現在は、こうした生活用品を購入し、届けることは問題ないが、体力等が低下した時は難しくなることから、親からの相談をきっかけ。</li> </ul>
<p>事業利用の効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ お金の使い方にこだわりのある本人に、丁寧に寄り添うことで、本当の意思を確認し、生活を充実させることが可能。</li> <li>◎ 成年後見制度の役割の検証。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 親が元気なうちから、意思決定フォロワーが関わることで、これまで親が確認してきた本人の希望や価値、選好などを引き継ぐことが可能。</li> <li>◎ 日常的な金銭管理に加えて、生活用品をやりくりすることを仕組み化できれば、高齢者等の緊急入院時の支援にも波及できる。</li> </ul>
<p>現在の進捗状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>意思決定フォロワー導入講座修了生とのマッチングが成立したため、1月からフォロワー活動を開始。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>意思決定フォロワー導入講座修了生とのマッチングが不成立になったため、再度マッチング調整中。</u></li> </ul>

- 各分野において、多職種向けに意思決定支援に関する研修を実施し、合計で延べ207名が参加した。
- 研修の内容は、意思決定支援等に係る各種ガイドラインの紹介や意思決定支援に関する事例検討、意思決定支援で意識することなど多様であり、主催者が工夫をしながら意思決定支援の普及を図っている。

## キャラバン・メイトフォローアップ研修【認知症】

- ① 高齢福祉課
- ② 令和5年6月22日
- ③ キャラバン・メイト(認知症サポーター養成講座講師)、福祉関係者、行政
- ④ 認知症の人の意思決定支援と認知症ケアパスの活用について
- ⑤ 52名

## 多職種合同研修会【医療・認知症】

- ① 豊田加茂医師会
- ② 令和5年11月25日、12月9日
- ③ 医療関係者、福祉関係者、行政
- ④ ・ 豊田市・みよし市医療圏の認知症の人を支える体制  
・ 認知症の人の意思決定を支援するプロセス(認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン等)  
・ 事例検討  
※ 内容は毎年変更
- ⑤ 85名

## 北部ブロック研修【障がい】

- ① 豊田市地域自立支援協議会
- ② 令和5年6月7日、8月1日、9月29日、12月20日
- ③ 障がい福祉に関わる支援者等
- ④ 意思決定支援の定義と意識すること、当事者の思いの整理・明確化、意思決定支援の意義・定着化
- ⑤ 31名



## 関係機関向け研修、市民後見人フォローアップ研修【後見】

- ① 豊田市成年後見支援センター
- ② 令和5年8月5日、11月9日
- ③ 福祉関係者、医療関係者、市民後見人バンク登録者
- ④ 成年後見制度と権利擁護の知識(意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン、事例検討等)
- ⑤ 39名

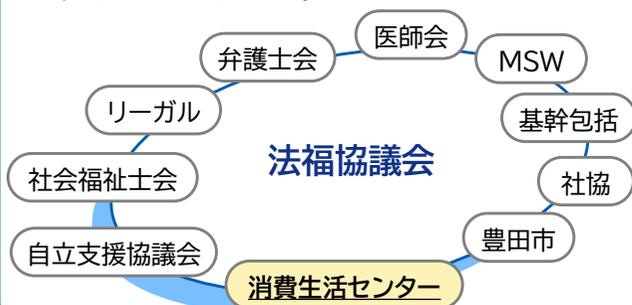
①主催者 ②日にち ③対象者 ④内容 ⑤参加者数(延べ人数)

- 令和5年度は、消費生活センターが成年後見・法福連携推進協議会の委員となり連携強化の基盤を整えた。加えて、研修の開催などを通じ、具体的に連携して相談対応する事例も生じたことから、現場レベルのでの連携が進みつつある。
- 一方で、連携対応事例が数件生じたことにより、つなぎ方や対応を統一・均一化し仕組みとして整える必要性も確認された。
- 以上より、令和6年度以降は、消費生活センターとのつなぎフローの整理等の連携の仕組み化を本重点取組として進める。

## ○ 令和5年度の実績（見込み）

### ① 成年後見・法福連携推進協議会に消費生活センターの参画

- ・ 消費者安全確保地域協議会の機能も有することになった。



### ② 地域自立支援協議会の協力による研修の開催

- ・ 精神障がいのある方からの相談時の対応方法や配慮等について、消費生活センター相談員が悩みを抱えていたことから、本協議会経由で地域自立支援協議会の協力を仰ぎ研修を実施。



### ③ 消費生活センターとの連携対応事例

ひとり暮らし高齢者から消費生活センターにあった相談。

保険の二重払いの懸念からの相談であったが、物事を忘れてしまったり、契約内容の把握や金銭の管理に不安があるのではないか。

地域包括支援センターにつなぎ、包括が訪問して生活状況のアセスメントを実施。直ちに何らかのサービス利用が直ちに必要状況ではなかったため、民生委員や社協と連携して見守り体制を整えた。

### 豊田市成年後見制度利用促進計画における令和5年度取組指標「課題整理」

- ・ 連携対応事例が今後も増えることが予測されるため、つなぎ方や対応を統一・均一化し仕組みとして整える必要がある。

## ○ 令和6年度以降の本重点取組（案）

- ① 消費生活センター相談員向けの「福祉・権利擁護支援関係研修」の定例化
- ② 消費生活センターから福祉・権利擁護支援関係機関へのつなぎフローの作成  
(消費者安全確保地域協議会の適用により個人情報保護の確保が可能)

## 【重点取組⑤】送付先変更に係る手続き事務のスマート化について (令和5年度実績見込み)

- デジタル化推進本部会議傘下に設置した窓口改革ワーキンググループにて、「行かない・書かない・待たない窓口」(スマート窓口)の実現に向けて検討
- 令和5年度は、令和4年度に実施した窓口体験調査等を踏まえ、目指す窓口像の整理及び短期的に実現可能な施策の整理を進めている。

### ① 窓口体験調査の概要(令和4年度)

【開催日】令和4年11月

【概要】○ 新規採用職員(窓口部署以外)が市民役となり、転入や子育て等の複数の手続き・申請を体験

【結果】○ 申請に必要な書類などを調べるのに1時間以上、全ての手続きを終えるのに約3時間、訪れた窓口数6課、手書きの書類17枚など、現状として豊田市の窓口は状況によっては「疲れる窓口」との評価されてしまう懸念・可能性がある。



### ② 令和5年度の検討状況

- 【概要】
- ① 令和4年度調査等を踏まえ、目指す窓口の姿(案)を、「行かない・書かない・待たない・歩かない・迷わない窓口」とし、市役所に来庁した場合の滞在時間を一定の時間内にすることを目標に議論を実施。
  - ② 令和4年度の課題などを踏まえ、各手続においてどのようなことが課題となっているのかを、申請・処理の一連のフロー内での課題なのか、フロー以外での課題なのかをワークショップ形式で抽出。
  - ③ これらの課題整理を踏まえ、課題解決をしながら目指す姿をどのようにしたら実現できるかのアイデア・施策整理を実施。
  - ④ ①～③での議論を踏まえ、令和5年度のゴールとして短期的に実施できる施策・中長期的に実施すべき施策をとりまとめることを想定。

<参考：目指す窓口の実現に向けたアイデア(庁内ワークショップより)>

「書かない窓口」：マイナンバーカードを活用した基本情報入力の省略、各課間で情報を共有し、複数手続きを同時に処理 等

「待たない窓口」：窓口説明をYouTube配信等に切り替えるなど、窓口での職員からの説明を選択性とし、時間の有効活用を促進 等

「歩かない窓口・迷わない窓口」：庁内でのオンライン窓口の実施や、手続きに関する窓口の集約化(ワンストップ化) 等

※参考 市役所の手続きに関する窓口のスマート化に係る各委員からの意見

委員名	具体的な手続き場面 又は手続き名	(可能な範囲で)頻度や時間数	支障となっていること (市民視点、事業者視点)	(あれば)改善提案若しくは他市の 優良事例	(あれば)各会でも協 力できること
松山委員	成年後見人の際、送付先 変更手続き	窓口を数か所(介護保険課、国 保年金課、市民税課など)回る。 半日~1日かかるを	各々の窓口で順番待ち、同じ内 容を何度も書かされる。	1つの窓口で完結してほしい。	—
	同上	国保年金課に75歳以上(後期 高齢)となったときに、改めて 送付先変更が必要となること。	75歳に達するまで、覚えを常に 控えておかなければならない。	年齢に達したときに自動的に引き 継がれてほしい。	—
	成年後見人の住民票上 の住所変更の手続き	窓口を数カ所回ることになる。	各々の窓口で順番待ち、同じ内 容を何度も書かされる。	1つの窓口で完結してほしい。	—
山地委員	子どものいる離婚者の 諸手続	子どもの時間に縛られながら、 たくさんの窓口での手続きす る。	窓口の待ち時間、同じ内容を記 入。子供の預け先が必要	1つの窓口で完結してほしい。予約 制でもよいので託児サービスがあ るとうれしい。	—
	介護保険の認定情報の 受け取り	介護保険課に認定情報を受け 取るために1月に何回も足を運 ばなければいけない。	居宅介護支援事業所や地域包括 支援センターが市役所・介護保 険課窓口で受け取るため、移動 や時間のコストがかかる。	オンラインでできる仕組みがほしい。 または本所だけではなく行政支所 で受け取ることができると良い。	—
	転居時の手続き	住民票・国民健康保険、後期高 齢者医療保険、介護保険は南 東庁舎で1日かかる。	同じ内容(氏名、住所..)を何度 も書かされる。	「おくやみコーナー」のように1か所 で案内してもらいたい。	各自治体で統一でき ればよい。

※参考 市役所の手続きに関する窓口のスマート化に係る各委員からの意見

委員名	具体的な手続き場面 又は手続き名	(可能な範囲で)頻度や時間数	支障となっていること (市民視点、事業者視点)	(あれば)改善提案若しくは他市の 優良事例	(あれば)各会でも協 力できること
川上委員	成年後見人が就いた時 の送付先変更手続き	窓口を数か所(介護保険課、国 保年金課、市民税課など)回る。 半日～1日かかる。また届出漏 れが生じることもある。	・各々の窓口で順番待ちが発生 する ・同じ内容(氏名、住所…)を何度 も書かされる	・1つの窓口で完結してほしい。お 悔みコーナーのようにワンステップ サービスにしていきたい。	案内や留意事項、様 式等があれば、事前 に会の中で周知する ことは可能。 市への問い合わせの 頻度を少なくするこ とができると思う。
	介護保険証、負担限度額 認定証、など別々に送ら れてくる	時期が同じにもかかわらず、送 付の都度、施設に届けている。	送付の都度、施設に届けること になり、事務量が増える。	同じ時期のものであれば、一緒に 送付することにより、市の経費削減、 届ける側も負担が減る。	案内や留意事項、様 式等があれば、事前 に会の中で周知する ことは可能。
	住民票、戸籍謄本の取り 寄せ	成年後見人が就いているとブ ロックされているとのことで交 付までに倍以上の時間がかか る。	時間がかかりすぎる	—	—
	死亡届	成年後見人が死亡届出人にな る場合、登記事項証明書の原 本証明が面前で署名しないと いけないため、葬儀会社でなく、 自ら市役所に届け出ないとい けない。他の業務があるときな ど届け出が遅れる。	他の業務があり、市役所に出向 くことができないとき、火葬許 可証の交付に支障がでる。	原本証明の方法を変えてもらいた い。たとえば、面前でなくてもでき る、とか市の職員の証明とする、と か	案内及び周知をする ことができると思う。 すでに変更している 場合はご容赦くださ い。
	市民税、県民税申告書	—	代理人欄がないため、申告書の 送付がされない。申告時期を徒 過することがある。	成年後見人の名で申告できるよ いにする、及び、次年度の申告書 が送付されるようにしてもらいた い	—

委員名	具体的な手続き場面 又は手続き名	(可能な範囲で)頻度や時間数	支障となっていること (市民視点、事業者視点)	(あれば)改善提案若しくは他市の 優良事例	(あれば)各会でも協 力できること
榎本委員	介護保険申請・在宅医療導入時	地域包括支援センター(または介護保険課)・豊田加茂医師会在宅相談ステーションなど、市民がすべて窓口を回る必要はないが各部署が情報を把握し、連携して対応する必要がある。	・市役所に問合せをした市民が、医師会相談ステーションに、電話、または来訪され、状況を確認すると、介護保険申請の必要があり、地域包括支援センターに電話または出向いていただく必要があるなど、適切な部署を紹介されないことで、市民の手間が増える	・適切な部署を紹介できるような職員の知識の向上 ・対応している職員が対応しきれない場合は、その場で関係部署に電話をかけられて、担当職員(包括支援センター・在宅相談ステーションなど)と直接話ができるような環境	—
	—	—	—	—	市役所は、課の名称が変わったりすることも多く、窓口が分かりにくいことが多い。スマート化を実践した際も、市民や関係機関が分かりやすいよう、動画を作成するなどし、市民が理解し利用しやすいようにしていただきたい。
杉村委員	亡くなったときの遠方家族の手続き	—	窓口毎の届出書作成し、市役所を訪問	・届出書の統一、1枚化 ・窓口の1本化	—

※参考 市役所の手続きに関する窓口のスマート化に係る各委員からの意見

委員名	具体的な手続き場面 又は手続き名	(可能な範囲で)頻度や時間数	支障となっていること (市民視点、事業者視点)	(あれば)改善提案若しくは他市の 優良事例	(あれば)各会でも協 力できること
阪田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送付先変更手続きの一本化</li> <li>・障がい福祉サービス等の手続き</li> <li>・医療費受給者証の手続き</li> <li>・住所変更を伴う(施設入所支援、GH等)入居時の手続き</li> <li>・ワクチン(インフルエンザ等感染症)の無料発行の手続き</li> </ul>	窓口の一本化(同じ内容を課ごとに書く)	各々の窓口で順番待ちが発生する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一つの窓口で完結してほしい</li> <li>・日進市などでは実施されている</li> </ul>	個人情報の取り扱い、豊田みよしケアネットの活用
成年後見支援センター	生活保護受給者の収入申告書の提出	2か月に1回程度の送付又は提出	資料を作成し都度提出を要する	・オンライン提出などにしてほしい	—
	成年後見人に就任時の送付先変更手続き	(就職時)提出書作成、各窓口提出で半日(年金の手続きを含む)	窓口毎の届出書作成し、市役所を訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書の統一、1枚化</li> <li>・窓口の1本化</li> <li>・オンライン申請化、郵送での受付化</li> </ul>	—
	死亡届提出手続	—	介護保険施設等で亡くなった際、家屋管理人である施設長名で届出する場合、施設の住所ではなく施設長の住民票上の住所、本籍地の記載が必要。	病院で亡くなった際同様に、施設名と病院長等の役職名での提出ができるようにしてほしい	—
	被後見人支援や申立て支援のため市民課で住民票や戸籍謄本の取り寄せ場面	—	職員証の提示だけでなく、職員自身の本人確認書類(運転免許証等)の提示が必要。	職員証の提示のみで取り寄せができるようにしてほしい。	—



- 豊田市及び豊田市成年後見支援センターでは、法人後見受任を通じて「地域における公益的な取組」を進める「社会福祉連携推進法人となりの」の活動を支援。
- 具体的には、くらし応援資金による活動助成の事務手続きを進めるとともに、令和5年12月に連携推進法人の社員である社会福祉法人の職員向け研修開催に対して協力を行った。
- このような受任体制づくりを進めつつ、令和6年1月末時点では、市長申立てにおいて連携推進法人を候補者とした事案の審判待ちの状況である。

## 社会福祉連携推進法人となりの社員研修の概要

【開催日】 令和5年12月4日～5日

【受講者数】 25名

【研修内容】

時間	研修内容	講師	ねらい
10:00～10:05	挨拶	社会福祉連携推進法人となりの 代表理事 阪田 征彦 理事 長屋 太志	—
10:05～10:35	1 成年後見制度の概要	社会福祉連携推進法人となりの 主任相談員 高橋 邦代	・成年後見制度の基礎を理解する
10:35～11:00	2 豊田市の現状	豊田市役所	・豊田市の実情を理解する
11:00～12:00	3 成年後見人の実務	司法書士法人前田・滝浪事務所 司法書士 前田 裕之氏	・類型により与えられる権限が違うことや後見人がやるべきこととやってはいけないことを事例を元により深く理解する
13:00～13:50	4 法人受任が決定するまでの流れと審判が下りてすぐ行う事	豊田市成年後見支援センター 副センター長 中田 寿枝氏	・審判書、審判確定書、登記事項証明書の意味を理解する ・チーム会議でやるべきことを理解し、チームで支える姿勢を感じ取る
13:50～14:20	5 実際の後見事務～就職時報告の書き方	社会福祉連携推進法人となりの 相談員 尾関 淳	・後見事務を理解する ・就職時報告の内容を理解する
14:20～14:50	6 チーム会議とは何か	社会福祉連携推進法人となりの 主任相談員 高橋 邦代	・勤務で行っている支援と成年後見人としての支援の違いを感じ取る

# 令和6年度豊田市成年後見支援センター事業計画（案）について

- 1年間の見直し期間を経て、令和5年度は市民後見人養成講座を再開した。事前説明会及び養成講座ともに過去最多の参加者を集めたことから、見直した開催方針を維持するとともに、市民による権利擁護支援・意思決定支援を推進するため、令和6年度はさらに広報を強化し、事前説明会に併せて市民向けシンポジウムの開催を行う。
- 令和5年度の本協議会第2回会議の意見を踏まえ、寄付等を活用し、身寄りを頼ることができない市民が安心して生活できるための支援の仕組みを検討していく。事業を実施するに向けては、SNSや広報を通じた周知の強化を行い、市民や企業に対して、寄付についての理解の深化を図る。
- 豊田市とともに、次期成年後見制度利用促進計画（令和8年度～令和13年度）策定準備を開始する。

## <令和5年度取組実績>

- ① 前年度に見直した開催方針に基づき「とよた市民後見人養成講座」の再開
- ② 新たな法人後見団体との連携
  - ・ 暮らし応援資金による立上げ助成
  - ・ 法人職員向け研修に対する協力
- ③ ホームページやSNSを活用した情報発信（成年後見制度、とよた市民後見人、暮らし応援資金、各種相談会等）

## <令和6年度事業計画のポイント>

- ① とよた市民後見人養成講座の継続と市民向けシンポジウムの開催
- ②-1 身寄りを頼ることができない市民のための支援の仕組みづくり
- ②-2 ホームページやSNS等を活用した寄付の強化
- ③ 次期成年後見制度利用促進計画の検討

## 次期計画の策定方針(案)について

- 平成28年に国の「成年後見制度利用促進法」が施行されたことにより、市町村の計画策定が努力義務化になった。
- 当時、豊田市では、成年後見支援センターをまだ設置できていないなど基盤整備をこれから行う段階であり、権利擁護支援を推進する考えを明確に定める必要があった。
- そのため、成年後見制度などの権利擁護支援の充実に向けた考え方や取組を詳細に示す単体計画の形で、現行計画を策定した。

## 現行計画のポイント

- 権利擁護支援に関わる体制構築
- 中核機関の整備・運営
- 成年後見制度の利用促進
- 市民後見人の育成
- 意思決定支援の仕組みづくり

### <地域福祉計画との関係性>

現行計画は「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を基盤とする位置づけで策定しており、目指すべき姿は同一



権利擁護支援の基盤づくりに注力

現行計画策定の経過			
平成29年度	3月	第3回協議会	豊田市における計画の策定方針について(報告)
平成30年度	6月	第1回協議会	現状と課題についての協議 アンケート・ヒアリングの調査設計の協議
	7月		福祉及び医療の支援者向けアンケートの実施
	8月	第2回協議会	市民後見人の育成方針(素案)の協議 意思決定支援に関する取組の方向性(報告)
	9月		地域福祉に関する市民、自治区長、民生児童委員アンケートの実施 専門職向けアンケート
	11月	第3回協議会	計画骨子及び取り組むべき課題についての協議 豊田市社会福祉審議会・地域福祉専門分科会、豊田市地域福祉活動計画策定委員会に対して、進捗状況を報告
	1月	第4回協議会	市民後見人の育成方法、報酬についての協議 診断書・本人情報シートに関する情報提供
令和元年度	3月	第5回協議会	計画の理念(案)・施策体系(案)についての協議
	6月	第1回協議会	計画の基本構想(案)・取組(案)についての協議
	7月		豊田市社会福祉審議会・障がい者専門分科会に対して、第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画と合わせて進捗状況の報告 豊田市社会福祉審議会・地域福祉専門分科会、豊田市地域福祉活動計画策定委員会に対して、進捗状況を報告 個別ヒアリングの実施
	8月		豊田市社会福祉審議会・高齢者専門分科会に対して、第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画と合わせて進捗状況の報告
	11月	第2回協議会	計画(素案)についての協議 パブリックコメントの実施
	2月	第3回協議会	計画最終案についての協議

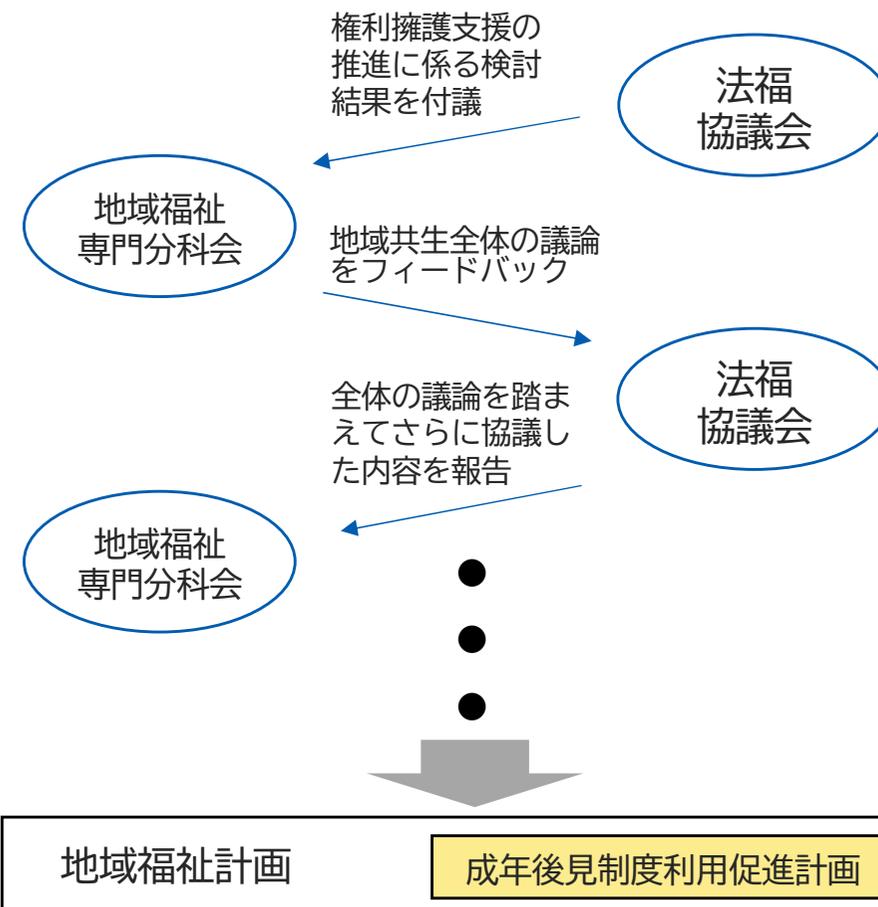
- 現行計画の取組によって、権利擁護支援体制の基盤（体制整備、取組の方向性）を固めることができた。
- また、権利擁護支援の取組が、多様な主体の参画によって地域共生社会を推進する形で広がりを見せており、今後は、高齢者・障がい者の自分らしい生活の実現に向けて、この方向性を強める動きが効果的である。
- このため、次期の当計画は地域福祉計画に包含する形で策定し、具体的な検討方法としては、当協議会による権利擁護支援の推進に係る検討結果を、地域福祉計画を審議する地域福祉専門分科会に適宜付議し、審議を行う方向性で調整を進める。

## 次期計画の策定の考え方

- 現行計画では、権利擁護支援体制の体制整備、取組の方向性を定めることで、権利擁護支援体制の基盤が固まった。その結果、成年後見制度に留まらない高齢者や障がい者に関する権利擁護支援の取組が、多様な主体の参画により広がってきている。
- ・ 中核機関の整備（市・センター（社協）の共働運営）
  - ・ 権利擁護支援の担い手育成・活躍支援（市民後見人・意思決定フォローなどの市民活躍、社会福祉連携推進法人による法人後見など）
  - ・ 権利擁護支援策を充実する取組（多機関連携による身寄りを頼ることができない人の支援、多職種による意思決定支援など）
- 今後、地域共生社会の実現を目指す上では、これまで以上に権利擁護支援の取組と他の取組（包括的相談、社会参加など）と一体的に推進することが重要

次期の当計画は、地域共生社会の推進を示す「次期地域福祉計画」に取り込む方向性で調整を進める

## 検討の進め方イメージ



令和6年度とよた市民後見人養成講座 カリキュラム (案)

別添資料1

【権利擁護推進市民向けシンポジウム・とよた市民後見人養成講座事前説明会 (仮)】

下線：変更事項

(令和6年6月29日) 13:30~16:30

講座	月	日	時間	科目	講師
事前説明会 ホール	6	29 (土)	13:30~13:40【10】	開会	豊田市福祉部 部長
			13:40~16:00【160】 ※途中10分休憩あり	地域共生社会に向けた意思決定支援の推進 ~地域における権利擁護支援活動(後・公)	コーディネーター ・同志社大学 教授 永田 祐 氏 シンポジスト ・一般社団法人 豊田加茂医師会 会長 加藤 真二 氏 ・日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 事務局長 福島 健太 氏 ・市民後見人 鳥巢 美恵子 氏 市民後見人 倉田 眞澄 氏
			16:00~16:30【30】	豊田市における権利擁護支援・意思決定支援 の取組について とよた市民後見人養成講座について(本・市)	豊田市福祉総合相談課 権利擁護支援担当 豊田市成年後見支援センター職員

【基礎講座】(令和6年7月20日~10月19日) 13:00~16:30

(本：本人の意思と利益の尊重、市：市民としての生活の実現、生：生活等への変化の気づき、後：後見人としての自覚、公：公正な支援)

講座	月	日	時間	科目	講師
1日目 42・43会議室	7	20 (土)	13:00~13:10【10】	開講式	豊田市社会福祉協議会 会長
			13:10~13:40【30】	オリエンテーション ①豊田市の市民後見活動の理念(本・市)	豊田市成年後見支援センター職員 豊田市福祉総合相談課 権利擁護支援担当
			13:40~14:40【60】	②権利擁護と成年後見制度(後・公)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 弁護士 松山 剛久 氏
			14:50~16:20【90】	③本人の理解(認知症)(市・生)	認知症初期集中支援チーム チーム医
2日目 46・47会議室	8	3 (土)	13:00~14:30【90】	④高齢者支援(本・生) ※事例検討含む	基幹包括支援センター職員
			14:40~16:10【90】	⑤障がい者総合支援法と本人の理解(知的障がい)(市・生)	社会福祉法人 無門福祉会 常務理事 阪田 征彦 氏
3日目 42・43会議室	8	17 (土)	13:00~14:30【90】	⑥本人の理解(精神障がい)(市・生)	医療法人豊和会 南豊田病院 PSW 成瀬 智 氏
			14:40~16:10【90】	⑦医療機関と公的医療保険制度(後・公)	JA愛知厚生連 豊田厚生病院 MSW 杉村 龍也 氏
4日目 42・43会議室	9	7 (土)	13:00~15:00【120】	⑧意思決定支援と在宅医療(本・後)	一般社団法人 豊田加茂医師会 会長 加藤 真二 氏
			15:10~16:10【60】	⑨介護保険制度(市・生)	社会福祉士 水谷 英次 氏
5日目 未定		21 (土)	13:00~14:30【90】	⑩法律知識の基礎(民法)(後・公)	弁護士 浅井 悠一朗 氏
			14:40~16:10【90】	⑪対人支援の方法(生・後)	日本福祉大学中央福祉専門学校 校長 長岩 嘉文 氏
6日目 42・43会議室	10	5 (土)	13:00~16:00【180】	⑫市民による意思決定支援の活動の実際(後・公)	とよた市民後見人 とよた意思決定フォロー
7日目 42・43会議室	10	19 (土)	13:00~15:30【150】	⑬本人を支える権利擁護支援の仕組み(後・公)	司法書士 前田 裕之 氏 司法書士 近藤 正 氏 豊田市社会福祉協議会職員
			15:40~16:00【20】	実務講座の説明	豊田市成年後見支援センター職員

【実務講座】(令和6年11月2日~12月21日) 13:00~16:30

講座	月	日	時間	科目	講師
1日目 42・43会議室	11	2 (土)	13:00~13:30【30】	⑭豊田市役所 福祉部の話(生・公)	豊田市福祉総合相談課 権利擁護支援担当
			13:30~16:00【150】	⑮グループワーク・発表(後・公) 「後見人等の役割を考えよう①」	トヨタ自動車株式会社 トヨタ記念病院 MSW 河合 由美 氏
2日目 42・43会議室		16 (土)	13:00~16:00【180】	⑯グループワーク・発表(本・後) 「後見人等の役割を考えよう②」	同上
3日目 未定		30 (土)	13:00~16:00【180】	⑰とよた市民後見人の実務1(後・公)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 司法書士 川上 明子 氏 社会福祉士 高橋 邦代 氏 豊田市成年後見支援センター職員
4日目 42・43会議室	12	7 (土)	13:00~16:00【180】	⑱とよた市民後見人の実務2(後・公)	同上
5日目 42・43会議室	12		14:00~15:00【60】	⑲家庭裁判所の役割(後・公)	名古屋家庭裁判所 岡崎支部
6日目 42・43会議室	12	21 (土)	13:00~16:00【180】	⑳とよた市民後見人の実務まとめ(後・公)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 豊田市成年後見支援センター職員
			16:00~16:20【20】	修了式	豊田市社会福祉協議会 会長

\* 終了は16:30(実務講座5日目は15:30)。30分間は休憩や講座終了後の振り返りのグループワーク等に充てる。

# 令和6年度豊田市成年後見支援センター事業計画書（案）

別添資料2

下線：変更事項

太字：重点的に取り組む事項

業務名	目指す姿	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	取組ポイント
1 相談支援業務	①相談に対し、適切に対応できる体制が構築されている	センターを通じ、新規で成年後見制度に関する相談ができた市民の美人数(250名/年)	後見センターカンファレンス(毎日)				市・センターミーティング(毎週)				国研修				毎朝のカジュアルにて情報共有し、センター職員の誰もが対応できる体制を構築する。
	②早期から権利擁護支援の検討や必要性の見極めができる環境が整っている		定例会における全案件の進捗確認(月1回)												関係機関とのケース会議に積極的に参加し、本人にとって必要な制度事業につながるよう支援する。
2 チーム形成支援業務	制度が必要な市民をキャッチし、利用まで繋げられる環境が整っている	申立書類作成支援件数(100件/年)	申立書類作成支援(適宜)												支所、CSWとの連携を強化する。関係機関と連携を深めて申立の協力体制を構築する。
3 チーム自立支援業務	①本人と後見人等が孤立せず、チームを構築できている	受任調整をした案件のチーム会議開催率(100%)	チーム会議の開催(適宜)												専門職後見人に受任1年後を目安にアンケートによるモニタリングを行い、後見人支援の充実に図る。
	②後見人等の相談窓口としての認知度が向上している	後見人等からの相談件数(50件/年)	後見人等からの相談に対する支援(適宜)、リーガルサポートやばあとなとの勉強会における相談への対応												ホームページ等を活用して親族後見人へ専門職相談会の周知を図る。
4 啓発・広報関係業務	①制度に関する市民の認知度が向上している	出前講座の開催(20回/年) 市民講座の開催(1回/年)	出前講座の開催(適宜)										市民講座の開催		ホームページやSNSを活用して制度の周知や講座の情報発信を行う。
	②関係機関の理解が深化し、協働できる関係性の構築ができている	専門職との勉強会(12回) 関係機関向け講座の開催(2回/年)	リーガルサポート(月1回)、ばあとなあとの勉強会(年4回)												「権利擁護につなげるケースの目安」を活用し成年後見制度の基礎知識を身に付けられる研修を行う。関係機関向け研修や専門職との交流会を継続的に開催し、更なる連携強化を図る。
5 担い手確保・育成関係業務	①とよた市民後見人が受任し活躍している	市民後見人の受任者数(12件/年)	受任調整会議、追加選任申立							フォローアップ研修		フォローアップ研修		フォローアップ研修	本人の状況に応じた市民後見人の適切な受任体制を整備する。市民後見人が活動するうえで困ることがないようにバックアップを充実させる。
	②権利擁護の担い手が増えている	とよた市民後見人養成講座の受講者数(30名)	広報活動												事前説明会を市民向けシンポジウムとして開催。チラシはシンポジウムと養成講座の2種類作成する。SNS、新聞折込を活用するなど多くの市民の方に興味を持ってもらえるよう幅広く広報活動を行う。
	③複合的な課題を持つ市民でも、制度を活用し権利が守られる体制が整備されている	法人後見受任件数(50件/年)	定例会における、法人後見の適切な受任(月1回) 報酬付与申立の実施(適宜) 市民後見人との連携(複数受任、監督人)												
6 体制整備関係業務	上記業務を含め、制度利用促進を進めるうえで基盤となる体制が整備されている	定例会の開催(12回/年) 協議会事務局(3回/年)	定例会の開催(月1回)	協議会の運営		市モデル事業への参画				協議会の運営			協議会の運営		身寄りのない市民が安心して生活できるような支援の仕組みを作る。事業を実施するため、SNSや広報で新たな取り組みについて周知を図り、寄付を募る。次期成年後見制度利用促進計画の検討を開始する。
															次期計画の策定準備 西三河後見ネットワーク会議 名古屋家裁主催連絡会 西三河後見ネットワーク会議 名古屋家裁主催連絡会 次年度に向けた体制検討・整備